

小特集：何(誰)のための社会進歩か？

——福祉国家の再構築——

# われわれは福祉国家の「現実的ユートピア」を描けるだろうか

——原爆被害者運動を手がかりとした日米比較分析の視座——

後藤 玲子\*

日米福祉国家の比較は、「結果の保障」(日本)か「機会の実質的保障」(アメリカ)か、あるいは、「無条件的で普遍的な保障」(日本)か「多様性を尊重する保障」(アメリカ)かといった異なるリベラリズムの考え方を対照させる。とはいえ、両者はいずれも、経済的モニズム(貨幣的一元化)の論理の徹底化において共通する。本稿の目的は、戦後日本のノーモアヒバクシャ運動を手がかりとして、経済的モニズム(貨幣的一元化)に抗する視点を抽出すること、それをもとに、日米福祉国家を再構築するヒントを探り当てることにある。

JEL Classification Codes: I38, H76

## 1. 序

アメリカと日本は、自由な資本主義的競争市場制度の補完という目的を共有しながらも、異なる性格の福祉国家制度を構築してきた。日本は、世界でも有数の、生存権規定(the right to the minimum standard of wholesome and cultural living: 第25条)をもつ憲法のもとで——前文で「謳われる」のみならず、条文として明記された形で——最低限度の生活水準を保障する普遍的で一般的な社会保障制度を整備してきた。しかも、ここでいう最低限度の生活水準は、生存維持(subsistence)水準を超えて、「健康で文化的な(wholesome and cultural)」と規定された。それに対して、アメリカは、社会的・文化的多様性と政治的多元性(50の州(states)を束ねる連邦国家(the State))を素地として、公共的共和性(republicanism)とデモクラシーを理念としながら、「公正な機会均等」の実質的保障(憲法修正第14条項等)に努めてきた<sup>1)</sup>。アメリカの社会保障制度は「機会の平等」に踏みとどまる点において、「結果の平等」

に歩を進めた日本の社会保障制度と対照されてきた<sup>2)</sup>。

けれども、現在、両国はきわめて似通った隘路に陥っているかのように見える。アメリカでは、目標別福祉政策(不利性グループに目標を絞った公的扶助政策)、多文化主義、積極的差別是正政策(アファーマティブ・アクション)などの先進的政策が、厳しいバックラッシュにあっている<sup>3)</sup>。日本では、生存権を実現する要であるはずの生活保護制度で最低保障水準がじりじりと引き下げられている<sup>4)</sup>。それはいったいなぜなのだろうか。本稿の目的は、日本の原爆被害者運動の目的と論理の検証を通じて、その根底にある理由を探ること、それをもとに、戦後福祉国家制度の発展の——日本とアメリカに共通する——〈死角〉を探り当てることにある。

本稿が原爆被害者運動に着目する理由は、それが戦後日本において、公的扶助一般に解消されない理由に基づく国家補償を求めた最初のケースであったからである<sup>5)</sup>。当時はすでに、憲法の生存権規定に基づく普遍的で一般的な生活保護制度ができていた。それは困窮するすべて

の個人に対して無条件に、必要に応じて、健康と生活を保障するはずの制度であった。原爆被害者たちはなぜ、この生活保護制度ではなく、国の戦争責任に基づく、国家補償制度を求めたのだろうか。彼らの運動は、戦後日本の、そして世界の福祉国家再構築の文脈において、どのような論理と視野の拡がりを含むものであったのだろうか。

結論的には、本稿は、これらの問いの答えを、福祉国家の標準化を支えた効用概念と貨幣を指標とする一元的な経済的合理性の論理(完備的で推移的な順序づけ、意図せぬ帰結の目的化など)の浸透に求める。経済的合理性の論理は、公的扶助制度一般のみならず、理由に基づく国家補償制度やアフターマティブ・アクションまでを覆いつくそうとする。本稿は、この論理が、「多様性の事実の規範的な尊重」という規範を骨抜きにする一方で、社会保障制度の普遍性・一般性を掘り崩す力を持った点を明らかにする。

そのうえで、本稿は、一元的な経済的合理性に回収しきれない論理と視野の拡がりをも、「国家補償とともに核兵器廃絶を主張する」被爆者運動の中に探った。それはわれわれが今後求める福祉国家の「現実的ユートピア」(Rawls, 1999, 127-8)を展望する手がかりとなる<sup>6)</sup>。

本稿の射程についてあらかじめお断りしておきたい。第一に、本稿は、原爆被害者に関する史実を参照するが、その目的は典型事例の抽出とそれに基づく理論的仮説の構築にある。本稿で導出された命題の歴史的検証は他の研究に委ねたい。第二に、本稿は、日本とアメリカの異同を問題関心の基調とするが、両者の比較は分析の視角の抽出にとどまった。本稿の分析視角に基づくより本格的な福祉国家比較分析は別稿の課題とする<sup>7)</sup>。第三に、関連して、本稿は、原爆被害者運動と同様の持続性と論理性をもつアメリカの典型事例についてふれることができなかった。今後の研究課題としたい。最後に、「ノーモアヒバクシャ」という言葉に込められた被爆者のアイデンティティ問題ならびに被爆

者個人の思想形成という大変興味深い主題を掘り下げることができなかった<sup>8)</sup>。別稿の課題とする。

## 2. 国家補償の倫理的・政治的含意

戦争被害を受けた一般市民に対する国家補償の歴史はさほど長くない。軍人・軍属等が原爆被害を受けた場合は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の対象となり、遺族年金が支給された<sup>9)</sup>。これは、いわゆる「論功行賞」の論理に基づく援護であるから、一般市民には及ばない。例外は、第二次世界大戦により人口の4分の1が死傷した沖縄であり、一般市民にも遺族給与金や障害年金などが支給されたが、その対象は「戦闘参加者」(食糧提供、濠の提供などにより)として認められた市民に限られた<sup>10)</sup>。

一般市民である原爆被害者に対しては、はじめに、「戦時災害保護法」(1942年法71号)が適用(生活扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助)された<sup>11)</sup>。ただし、それは災害時より2か月間に限定されたので、1945年10月には一律に打ち切られた。続いて、同年12月に「生活困窮者緊急生活援護事業要綱」が成立し<sup>12)</sup>、さらに、憲法の生存権規定の成立とほぼ前後して、生活保護法(1946年成立、1950年改定)が成立した。

生活保護法には、誰であれ困窮した場合には、その困窮の程度に応じて必要な保護を受けられること(無差別平等原理：第2条；必要即応原理：第1,9条)、その目的は個々人の最低限度の生活保障と自立の助長にあることが明記された(第3条)。ただし、補足性原理(他の法制度ならびに私的能力の優先的な活用：第4条)により、資力調査がなされ、民法的な私的扶養と本人の労働能力の活用が求められる傾向があった。また、日本在住の日本国籍保有者に限定される傾向があった<sup>13)</sup>。

その一方で、憲法第17条を受けて国家賠償法(昭和22年：State Redress Act Law 1947)が制定された<sup>14)</sup>。そこには「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うに

ついて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる(国家賠償法第1条第1項)とある<sup>15)</sup>。また、憲法29条では財産権に関する「国家補償」が規定された。1956年に結成された日本原水爆被害者団体協議会(「日本被団協」)は国の戦争責任に基づく「国家補償(被爆者援護法制定)」を「原水爆禁止」と並んで要求する<sup>16)</sup>。それを後押ししたのはこれらの法だった。

被爆後12年経過した1957年に「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」(医療法)が成立し<sup>17)</sup>、被爆時に爆心地からおよそ4キロ以内に居た直接被爆者(第1号)のほか、早期入市者(第2号)、救済事業従事者(第3号)、そして胎内被爆者(第4号)に対して「原子爆弾被爆者健康手帳」が交付された。それにより、健康診断と原爆放射能に起因する疾病の治療費、医療保険の自己負担分が国費負担とされた。さらに、「原爆症認定者」(起因性と要治療性の証明を要件とする)に対して医療給付(医療の現物給付で所得制限なし)を行った。1960年改正で所得制限付きの医療手当がなされる。

本法には、原爆被害者が要求していた遺族補償(死没者への償い)と生存被爆者の生活援護費(現在から将来にわたる所得保障)は含まれなかった<sup>18)</sup>。しかも医療手当には所得制限がかけられていた。本法に基づく援護が、現存している原爆被害者の医療的側面、中でも治療上の意義のある原爆症に的が絞られ、しかも、治療による家計の圧迫部分の補填に限られたことはあきらかだった。1968年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法案」(特別措置法)が成立したことにより、「福祉を図ること」(第一条)が目的とされ、介護手当など費目の増加はみるものの、原爆症対策という基本的精神は変わらなかった。

原爆被害の特徴は、人が生きようとすればするほど拡大していく点にある。就労しようとすれば、結婚しようとすれば、子どもを持つと

すれば、原爆被害はそれらをことごとく妨げながら、就労困難・結婚困難・将来不安等の形で拡大していく。人が新たな人生計画を立て、実行しようとしたら、被害はそれに貼りついてさらに拡大されるおそれがある<sup>19)</sup>。

現に生きている個人の生を最小限保障するのが「生存権」だとしたら、所得・資産制限はやむを得ない。とはいえ、その水準は、所得を交換して得られる個々人の潜在能力を指標して、設定されるべきであろう<sup>20)</sup>。さらに、生存権の保障にあたっては、被爆者自身の視点からその生を妨げる要因の抽出と対処法が検討されるべきだ。例えば、永続的な将来不安に対処する年金、死没者に対して国が弔意を示す弔慰金などは、生存権の観点からも要請可能であったはずだ。だが、医療法と特別措置法(「原爆二法」)は、拡張されていく被害の全容をとらえ、そのさらなる拡張を抑制する「福祉」の法としても、まことに不十分なものであった。

その一方で、過失責任等の不法行為主体として被害者の原状回復に努めることが国家補償だとしたら、因果性や有責性(加害者と被害者の両方)の追究は免れ得ない。だが、最も肝要なのは、因果性の立証責任は国と社会にあり、それを明確に否定できない限り、原状回復を図るべきこと、すなわち、原状(被害がなかったとしたらあり得た状態)からの乖離を測り、逸失利益を同定し、原状回復のためのあらゆる手立てをとることである。だが、本法には、原爆投下を倫理的悪と認め、国の過失を認め、不法行為主体として国が(永遠の負債を背負って)被害を償うという論理立ては見られず、国家補償としても不十分だった。

同じ被害を受けても、個人の条件によって、さまざまな偶然的要因の働きや本人の超人的な努力で(つまりは追加的費用を支払うことで)損害が小さくなることもあろう。結果的に最小限を下回らないとしたら、社会保障は実行されない。あるいは、治癒の見込みがなければ、医療は施されない。だが、結果がどうあれ、その個

人が被害を受けた事実は変わらない。本来、もたらすべきではなかった被害がある個人にもたらされたことの不当性、あるいは、本来、もたらしてはならなかった被害がだれか人間にもたらされたことの不当性を、国家補償であれば問えたはずだ。次にこの問題を考察しよう。

### 3. 国家補償の哲学

理念的には、補償・賠償は、アリストテレスのいう「匡正的正義(corrective justice)」の考えに基づく。その目的は、「するとされるとで不均等に区分された」人々間の原状回復(「均等化」)をめざすことにあり、自分に属する以上を得た一方(すなわち「利得」者)が、自分に属する状態に満たなくなった他方(すなわち「損失」者)に、利得を戻すことを求める(アリストテレス、『ニコマコス倫理学』第五巻第四章)。ただし、これが実行されるのは、有限の範囲で利得や被害が「計量される場合」に限られ(アリストテレス、同)、さらに、現代の法理論では、違法性・過失性・有責性が、補償・賠償の要件としても、水準の決定においても、きびしく課せられる<sup>21)</sup>。原爆被害や水俣病被害を始めとして、原状回復は到底不可能で、かつ、因果関係の立証が困難な場合には、被害者は癒えない傷を抱え、支払われる当てなき手形(請求権)をもった永遠の債権者として、また、加害者たちは犯した過ちをぬぐうことのできない永遠の債務者としてさまようことにもなりかねない<sup>22)</sup>。

とはいえ、国家補償に基づく原爆被爆者援護の要点は、「原爆被爆者個々人が被った被害は人間が到底受忍できない、受忍してはならない悪であった」という倫理的命題と、その最終的な責任を、その悪をくいとめることのできなかった国家に求める(原爆被害に帰結する戦争を開始した責任)政治的判断を明らかにする点にある。これらは、たとえ幸運にも被害の原状回復がなされたとしても、帳消しにされることのない命題・判断であり、より普遍的な真理として将来世代の制度・政策のあり方を規定してい

くことになる。例えば、原爆被害を二度ともたらしてはならない、あるいは、万が一起こった場合には、これまでと同様かそれ以上の国家補償がなされなければならないといった判断が将来世代に送られる。

冒頭で紹介したアメリカの「アフーマティブ・アクション」もまた、「匡正的正義」に裏付けられている。アメリカ憲法修正第14条(いわゆる平等保護条項)は、「いかなる州も法律の適正手続きなしに生命・自由または財産を剥奪することはできない」こと、また、「いかなる州も、何人にも平等な法の保護を否定してはならない」ことを定める。だが、修正第14条が成立する前にも後にも、「人種・肌の色・宗教性、出身国」に由来する歴史的・構造的な剥奪があり、差別があった。先に基本的権利を享受したグループ(白人・男性など)が、その集会的な行使を通じて、基本的権利を享受していないグループ(非白人・女性など)に、二次的、追加的に不利益をもたらす構造である。例えば、上院議会運営委員会に提出された次の公式レポートはその一端を示す。

「人種分離と貧困は、黒人ゲットーに、ほとんどの白人アメリカ人はまったく知らないような破壊的な環境を創り出してきた。白人アメリカ人が完全に理解したことのないこと——しかし黒人には決して忘れることのできないことは、白人社会がこのゲットーに深い関わりがあると——いうことである。白人の諸制度がゲットーを創り出したのであり、ゲットーを温存しているのであり、白人社会はこれを許しているのである」(Report of the National Advisory Commission on Civil Disorders, 1 March 1968)<sup>23)</sup>。

本レポートは、「ほとんどの白人アメリカ人はまったく知らない」、つまりは意図しない差別の構造を指摘する。これに基づく賠償請求が「黒人宣言(The Black Manifesto)」として提示された。その論理は次のようにまとめられる。

「1619年よりアメリカ合衆国で黒人は搾取され、迫害されてきた。白人宗教団体はこの史実に対して法的責任がある。彼らは支払い能力を十分にもつ。よって、彼らはアメリカ黒人団体に対して5億ドルの賠償金を支払うべきである」(1969年 James Foreman 起草. Bedau, 2002, 132-33). 同様の議論が、先住民(ネイティブ・アメリカン)からも出された<sup>24)</sup>。

われわれの記憶に新しい近年のアメリカの別の事例は、第二次世界大戦中の日系人に対する強制収容に対する賠償である。1948年に「日系アメリカ人立ち退き賠償請求法」が成立したものの、それは財産の一部にとどまる不十分なものだった。そこで1969年に日系アメリカ人市民連盟が全米補償請求委員会を立ち上げ政府に迫った。彼らの補償(redress)運動は、1988年「市民的自由法」に結実し、立ち退きあるいは強制収容させられた日系人生存者すべてに2万ドルの支払いが実行された<sup>25)</sup>。

以上のような理念をもつ国家補償とは異なり、社会保障の根本原理は、違法性や過失性が何であれ、結果的な状態を保障することに置かれる。より具体的には、社会を構成するメンバーのどれもが遭遇するおそれのあるリスクに共同で備えること、実際にだれかに発生したリスクのもたらす損害を共同で緩和することに置かれる<sup>26)</sup>。国家補償では、被害者の側の有責性もまた、例えば、給付の減額理由として問われることがあった。損害の回復・ニーズの充足を目的とする社会保障では、原則としてそういったことがない。ただし、その代わりに、受給者の国籍や居住地、拠出の有無など、あらかじめ定められた構成員資格が問われることがある。また、最低水準を参照基準としたニーズの充足という目的からして、所得や資産制限が課せられることがある。

家・土地を失い、家族を失い、職を失い、将来の自分と子や孫たちの健康不安を抱えた原爆被爆者たちの最初の選択肢は、生活保護などの社会保障を受給して、住居・医療・衣食などの

緊急の必要を満たすことであつたにちがいない。そうであるにもかかわらず、それらとは別立てで、国家補償に基づく「被爆者援護法」を求めて彼らが立ち上がった理由は、まさに上記の理念の違いにあつた。先に見たように、具体的な制度の構想においては、国家補償と社会保障の間に共通する点も少なくはない。だが、戦後福祉国家の発展は、国家補償と社会保障の理念の違いを無視し、前者を後者に包含することによって、両者が共通して追求する可能性のあつた「被爆者援護法」の意義を否定し、結局のところ、社会保障の射程それ自体を狭隘化することになった。この点は明記されてよいだろう。それは、原爆被害が何であるかを知らない一般国民のみならず、拡大する被害と差別に苦悩する被爆者自身をも取り込みかねない勢いをもつていた。

次節と次々節では、国家補償に基づく被爆者援護法の理念と目的を否定する政治的・倫理的・経済的作用を見ていこう。

#### 4. 国民国家統合の論理

ルネ・ジラルが指摘するように国家による被害者救済には、災厄の当事者たちを聖なる受難者へと転化させ、彼らへの援助を、国家の繁栄・統合のための儀礼・祀事に仕立て上げるという側面がある(ジラル, 1961=1971/1985)。事実、日本の戦後経済には、原爆被害者たちを総体として、「尊い犠牲者」(「平和の礎」)として弔い・祀り上げ、鎮魂しながら、高度経済成長に邁進する側面があつたことは否めない。

原爆被害の場合は、ここに、人類史上はじめて使われた核兵器の威力と放射線の影響調査という目的が加わつた。広島・長崎はいわば格好の社会実験の場であり、放射線の人体への影響を知るうえで原爆被害者は打ってつけの治験群だったのだ。戦後、連合軍司令部(GHQ)はプレスコード(新聞準則)で原爆報道を事実上禁止する一方で、1948年 ABCC(Atomic Bomb

Casualty Commission：米国原爆障害調査委員会)を設立して、原爆被害に対する知識と情報の独占を図った。ABCCは、例えば、日本の厚生省国立予防衛生研究所、ならびに、広島・長崎市自治体・警察・医療機関の協力を得て、非被爆者(原爆投下時の広島・長崎住民でかつ被爆しなかった人々)を対照群とする寿命調査を実施した(調査は継続され、2012年調査結果の第14報が公表された)<sup>27)</sup>。ABCC調査の目的は、核産業・核兵器の放射線防護基準量を定めることにあり、原爆被害者の健康の回復ではなかったため、治療はいっさいなされなかった。検診のための検診が被爆者たちをどれだけ深く失望させ、傷つけたであろうことは想像に難くない<sup>28)</sup>。

上述した原爆二法(1957年「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」と1968年「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法案」)の成立の背後に、ABCC調査の影を見ることもできる。アメリカは、1946～1958年にかけて、信託統治領だったマーシャル諸島で計67回にわたって核実験を実施した。1954年3月にビキニ環礁でなされた水爆実験では日本のマグロ漁船・第五福竜丸をはじめ約1,000隻以上の漁船が、「死の灰」を浴びて被曝し、無線長が半年後に死亡したが、公的な調査は公開されなかった<sup>29)</sup>。原爆二法の制定は、核兵器再開発を継続することの免罪符とされた可能性を否定できない。一方で社会保障体系との整合性がきびしく問われ、他方で他の一般戦争被害者との公平さが問われる中で、被爆者はもっぱら放射線被害者として同定されていくことになる。

原水爆禁止を掲げつつ国家補償制度を求める被爆者運動は、まさにこのような政治的包摂との闘いであった。被爆者たちは国連軍縮会議等、世界を舞台に証言活動を展開していく。それと前後して、被害者個々人の生活史(biography)を通して原爆被害の全体像をつかむ本格的な調査が被団協を中心として始まった<sup>30)</sup>。原爆が人間にもたらした被害とは何であったのか、人間

はそれにどう抗してきたのか、その全体像に接近しようという、現在もお進中の壮大な生活史、調査プロジェクトは、戦争を忘れた戦後福祉国家の発展への異議申し立てに他ならない。彼らの運動を後押ししたのが、「原爆裁判」と呼ばれる司法の活動だった<sup>31)</sup>。以下に代表的なものを2つ例示しよう<sup>32)</sup>。

1955年3人の被爆者が損害賠償とアメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めて訴訟を起こした。1963年東京地裁は「被爆者個人は損害賠償請求権を持たない」として要求を退けるものの、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」と明言した。そのうえで、次のように、戦争を開始した責任に基づく国家補償を要請した。「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。(中略)被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。それは立法府および内閣の責務である。本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」。この判決は、以降、原爆被爆者の運動を支えていく。

1972年に韓国人被爆者の孫振斗氏が、被爆者健康手帳の交付を求めて福岡県知事に提訴した行政訴訟では、1978年に最高裁は「原爆医療法は、特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根幹にあることは、これを否定することができないのである」と、孫さんの主張を全面的に認めた。以降、外国に居住している被爆者であれ、不法入国・不法滞在者であれ、被爆者健康手帳が交付されることになった。

これら裁判での敗訴と被爆者援護法制定の世論と市民運動を受けて国は1979年に「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(基本懇)を設け、その翌年「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」を公表した<sup>33)</sup>。それは、「お

表 1. 1993-1998 年, 1 人当たり予算額とその前年度比率の推移など

	1993 年	1994 年	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年
被爆者総数(人)	333,812	328,629	323,420	317,633	311,704	304,455
原爆被爆者対策予算総額(円)	139,619,084	145,154,702	151,421,140	152,867,758	162,884,644	163,770,818
1 人当予算額(円)	418.2	441.7	468.0	481.0	522.6	537.9
前年度比率(%)	1.03	1.05	1.06	1.03	1.09	1.02
医療給付総額(円)	22,995,947	23,694,500	23,100,390	22,982,858	24,935,829	24,604,536

出所) 次の 2 つの資料をもとに筆者作成: ①厚生労働省ホームページ「原子爆弾被爆者対策」, ②国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護第 282 表 原爆被爆者対策状況(2017 更新)」。

よそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない」という「受忍論」を根拠に、被爆者援護法の必要性を否定するものだった。1984 年に被団協は調査や全国討議を重ねてつくりあげた「基本要求」(本稿 8 節で検討する)を提示する。さらに、基本懇の「受忍論」を論駁すべく、1985 年に「原爆被害者調査」を開始する<sup>34)</sup>。

それからさらに 10 年経って 1994 年に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定された。だが、それは制度の設計においても、理念においても、不十分なものだった(濱谷, 2005 年)。原爆被害者たちは、いまま 1984 年に提示した「原爆被害者の基本要求」を掲げて運動を続けている。その内容の詳細な検討は 8 節に譲り、6, 7 節では原爆被害者運動のもう一つの障壁となる経済的合理性の論理を考察する。その前に、次節では、原爆被害者の実態と対策を概観しよう。

## 5. 原爆被害者の実態と対策の概況

「被爆者健康手帳所持者」として捕捉された原爆被害者数は次のように変化している。1957 年には 200,984 人であったものが、6% 前後の伸び率で毎年徐々に増加していき、1980 年に 372,264 人でピークを迎える。その後、6% 前後の減少率で徐々に減少していき、2018 年に

は 142,876 人となった。2018 年の平均年齢は 82.06 歳、最年少は胎内被爆者で 73 歳である<sup>35)</sup>。ただし、ここには被爆者健康手帳を申請していない原爆被害者、ならびに、被爆二世・三世などは含まれていない。

原爆被爆者対策予算総額の前年度比を見ると、1962 年に 3 倍以上の伸び率、特別法が成立した 1968 年は 1.5 倍、被爆者が国際的な注目を浴びた 1975 年は 1.6 倍の伸び率を見せた。その傾向は 1990 年代半ばには変化する。1994 年原爆二法に替えて新たに「被爆者援護法」が制定されたが、対策予算総額の増額にはつながらず、前年度比とほぼ同率で推移している。さらに 2003 年以降は 3% 前後の減少が続き、2017 年度は 1 億 3 千万程となった。1 人当たり予算額とその前年度比率の推移についても、1997 年に 1.09 倍と高い値を見せるが、1998 年には 1.02 倍と被爆者援護法制定以前の伸び率に戻っている。医療給付総額についても 1994 年前後に目立った変化は見られない(表 1)。

被爆者対策の内訳である諸手当の受給状況ならびに家族・所得(生活保護受給率含む)・就労・障害等については、厚生労働省が 1965 年より 10 年ごとに実施している「原爆被爆者実態調査」から推測できる。(ただし、1965 年と 1975 年は 1/4 程の抽出(基礎調査は全数)。1985 年と 1995 年はともに全数、回収率それぞれ 86% と 76%、2005 年と 2015 年は 1/4 程の抽出: 回収率 70% 前後)。

表 2 に、この「原爆被爆者実態調査」から抜粋した主な手当の受給者割合、生活保護受給率

表 2. 原爆被害者手当受給・生活保護受給状況

	1985 年	1995 年	2005 年	2015 年
被爆者総数(人)	365,925	323,420	259,556	174,080
原爆被害者対策予算総額(円)	104,507,360	151,421,140	156,641,212	140,518,512
一人当予算額(円)	285.6	468.2	604.5	807.2
(原爆被害者実態調査の回答者総数に対する受給者の割合)				
健康管理手当	61.20%	77.80%	80.90%	79.50%
保健手当	5.00%	4.30%	3.70%	3.80%
医療特別手当	0.50%	2.40%	2.50%	6.10%
(原爆被害者実態調査の回答者数に対する生活保護受給者の割合：一般受給率との比較)				
生活保護受給率：総数(一般)	1.9%(一般 1.9%)	1.4%(一般 0.7%)	1.7%(一般 1.1%)	2.0%(一般 1.7%)
～49(一般 40～49)	1.4%(一般 1.2%)	0.9%(一般 0.5%)		
～59(一般～59)	1.8%(一般 1.4%)	1.3%(一般 0.9%)		
～69(一般～69)	1.8%(一般 1.9%)	1.3%(一般 1.3%)		
(広島市手帳保有者総数に対する広島市手当受給者の割合)				
医療特別手当(広島市)	0.39%	0.45%	0.70%	4.20%
(全国手帳保有者総数に対する全国の認定数の割合)				
原爆症認定数		0.60%	0.88%	4.90%

出所) 次の3つの資料をもとに筆者作成：①厚生(労働)省「原子爆弾被害者実態調査(生存者調査)報告」、②広島県健康福祉局被害者支援課「原爆被害者援護事業概要(平成30年7月)」、③国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース第10節 恩給・戦争犠牲者援護第282表 原爆被害者対策状況(2017更新)」。

のほか、広島市の手当受給割合、ならびに、被爆者手帳保有者総数に対する原爆症認定者数の割合をまとめた。

表2から得られる知見は次のとおりである。原爆症認定者となって初めて医療特別手当受給資格が生ずることから、両者の集合は一致すると考えてよい。厚生労働省の「原爆被害者実態調査」では、医療特別手当受給者割合が原爆認定者割合等より高めに出了。広島市の調査では、同受給者割合は全国の前爆症認定者数割合よりも若干少なめだが、近似している。厚生労働省においては、2005年・2015年とも標本調査であることから、回答者数が原爆症認定被爆者に偏った可能性が否めない。1995年は全数調査(回答率76%)なのでその可能性は縮まるもの

の、依然として否定できない。ただし、いずれにしても、2005年から2015年にかけての医療特別手当受給者割合の伸び率がきわめて高いことは特記されてよいだろう。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「原爆被害者対策状況」を参照すると、とりわけ2008年から2011年にかけて原爆症認定者割合の伸び率がずば抜けて高いことがわかる。おそらくそこには、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」(22.4.1.施行)制定に至る原爆症認定集団訴訟の影響があると考えられる。原爆症認定集団訴訟は、被爆者306人が2003年4月から17地裁に原爆症認定を求めて提訴したもので、2009年5月の東京高裁判決まで国は

「18連敗」した<sup>36)</sup>。

原爆被爆者の中の生活保護受給率を一般受給率と比較すると、1985年被爆者総数と比較すると一般とほぼ差がないが、49歳までと50～59歳では被爆者の受給率の方が高い。その傾向は1995年でさらに高まる。被爆者総数の1.4%（一般受給者0.7%）、2005年1.7%（一般1.1%）、2015年2%（一般1.7%）である（全数調査を行っている1985年と1995年のみ年齢階層別受給率が公表されている）。

その一方で、生活保護費の中の放射線障害者加算の受給者は、1985年130件（生活保護受給者総数：17,173,407人、被爆者総数の中で0.03%、生活保護受給被爆者6952件の中の1.8%）、1995年72件（生活保護受給者総数：10,586,753人、被爆者総数の中で0.02%、生活保護受給被爆者4528件の中の1.6%）のみである<sup>37)</sup>。

この数字を見る限り、1994年「被爆者援護法」制定以降、原爆被爆者の生活保護受給率が一般受給率より高めとなったこと、また、原爆被爆者の受給者は放射線障害者加算をかみならずも受けていないことがわかる。その理由を読み解くためには、原爆被爆者の所得状況（稼得所得・年金所得・私的扶養を含む）、ならびに、生活保護と被爆者関連手当との併給状況について詳しく捕捉する必要があるが、おおざっぱに言って、次の三つの理由が考えられる。第一に、1994年「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定は、それによって、低所得被爆者の生活状況を大きく改善したとはいえないこと、第二に、生活保護受給被爆者の多くは放射線障害者加算の受給資格をもたない（認定被爆者ではない）こと、第三に原爆症認定被爆者の受ける「医療特別手当」の一部（2018年現在は3万8700円を超える金額）と（負傷または疾病の状態ではなくなった認定被爆者を対象とする「特別手当」の全額51,450円）が収入認定されることである。

高齢加算が廃止された現在、単身被爆者であれば、放射線障害者加算を加えても生活保護費

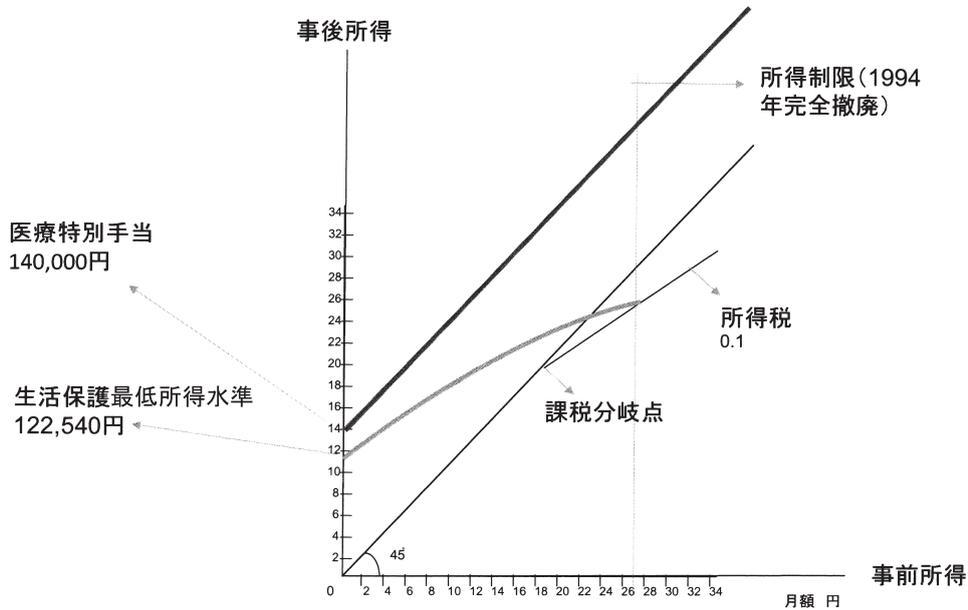
総計は「医療特別手当」、「特別手当」には及ばない（前者の加算額は42,060円、後者は21,030円）。放射線障害者加算なしで生活保護を受給している被爆者の生活状況はきわめてきびしいと推測される。「健康管理手当」「保健手当」「介護手当」「小頭症手当」「葬祭料」、見舞金等は、規定上、生活保護の収入認定の対象とはされないものの、自治体に徹底されていない現状がある。所得制限の撤廃の恩恵が、低所得被爆者に及ぶとしたら、生活保護費の決定にあたって「医療特別手当」や「特別手当」健康管理手当・保健手当などをも収入認定が所得としてカウントしない（最低基準に上乘せされる）措置がとられるべきだろう。原爆症認定はおろか、被爆者手帳も取得せず、「高齢者世帯」に紛れ込んでいる被爆者にとって、高齢加算の廃止、ならびに、最低保証基準の切り下げは痛手であったろう。さらなる実態調査を待望しつつ、次節では、理論的考察に移ろう。「被爆者援護法」を社会保障体系に組み込んで1本化しようとする一方で、生活保護最低保証水準をじりじりと下げている論理は何だろうか。

## 6. 国家補償と経済

本節で検討したいのは、国家補償の経済的側面である。経済的合理性の論理は、本来、国家補償がもっていたはずの倫理的・政治的性格を歪めるおそれがある。そのからくりは図1（75歳以上の単身原爆被害者が生活保護を受給したケースと医療特別手当を受給したケースの比較イメージ図）と次のごく簡単な論理で説明される。

国家補償は、通常、当該、被害に起因する逸失利益の補填として実行される。本来、物質的・身体的・精神的・人間関係的に多岐にわたるはずの逸失利益は貨幣によって換算され、相応する金額が被害者に支払われる。市場経済のもとでは、支払われた貨幣は被害者の所得を補填する収入となり、損失補填に必要な財やサービスはもちろんのこと、さまざまな需要を満た

図1. 単身高齢原爆被害者の生活保護受給ケース vs. 医療特別手当受給ケース



注) 75歳以上の単身原爆被害者が生活保護を受給したケースと医療特別手当を受給したケースの比較イメージ図、実際には地域等によって生活保護の最低保証水準は異なる。  
筆者作成。

す財やサービスを購入可能とする。このように、成熟した市場経済のもとでは、国家補償もまた所得を補填する収入一般へとなだれ込み、必要は需要一般へとなだれ込み、その特有の性質を後景に退ける。

もちろん、このきわめて当たり前の現象は、個々の人間の意図に基づくわけではない。けれども、経済的合理性の論理の真骨頂は、意図せぬ結果を意図した行為に転化させることにある。この論理を体現する経済人モデルのもとでは、被害に起因して国家補償を受けるという帰結が、あたかも所得補填を目的とした行為と見なされかねない。つまり、被害者という社会的位置が、経済的な私的利益最大化動機に基づいて、欲求を抱く対象としてとらえられかねない。さらに、補償という正の価値によって、被害という負の価値(被害者に回復不可能な損害を与えた不法性、過失性、あるいは結果的被害の甚大さ)が帳消しできるという幻想を与えかねないのだ。

これらの倒錯した議論は、原爆被害・水俣被

害から逃れられたという事象と、被害にあったものの、事後に補償・賠償を得ることができたという事象が、あたかもはじめから、時系列的に比較可能、かつ事前的に選択可能であったかのような錯覚を与えるおそれがある。はたして、後からどのくらいの補償・賠償を得られるのだとしたら、どのくらいの確率で一定の被害にあうことを受忍できるかといった経済的な損益計算(受容意思 willingness to accept/支払い意思 willingness to pay)の土壌に、被害者もまた引き込まれるおそれがある。

おそらくは原爆被害者・水俣被害者からしたら信じがたいこの論理は、環境経済学ではまさに主流に使われている論理である。この論理は、原爆投下や水銀汚染それ自体のもつ(あまりに自明であったはずの)悪の絶対性を見えづらくする。本来、何が悪であり、何が善であるかは、ものごとの程度の違いを表す概念ではなく、ものごとの性質の違いを表す概念であり、人間に異なるリアクションを迫るはずの概念だった

(アーレント, 2016). ところが, 受容意思と支払い意思の論理は, 善(被害・補償ともゼロの状態)と悪(被害・補償とも甚大の状態)を本人の期待利得を最大化するように組み合わせよう人間に迫る. これらの議論は, 原爆被害(水俣被害)は人間が受忍できない, 受忍してはならない悪だったという倫理的判断をも揺るがしかねない.

貨幣の一元化論理は, さらに, 被害者の抵抗(被害に押しつぶされそうになりながらも, 生きようとする努力)をもってして, 補償額を相殺する論理をもたらし. 例えば, 被害を100として, そこから, 生き延びていけば-10, 笑顔を見せているなら-30, 加えて抗議行動ができるなら-40相殺する, など. 被害者は原爆被害にあった生を生き続けることによって, 人類が回避すべき悪に打ち負かされない人間の尊厳を, 人々に伝える. それはまさしく社会貢献であり, 感謝と報酬を受けることはあれ, 補償額を下げられる理由とはならないはずだ.

異なる質の事柄を比較可能・代替可能・交換可能とする貨幣の機能は, 異なる質の快苦を一元的に序列づける人々の性向を表象する. 経済学はこれをもとに合理的な効用最大化モデルを構成した. このモデルは被害に遭遇するという偶然的出来事(natural, social contingencies: Rawls, 1971, brute luck: Dworkin, 1983)を, 個々人の選択可能な事象(option luck: Dworkin)に変換する. Sen and Williams(1982)が指摘するように, 一元化論理は操作的な簡便さとひきかえに, 意味の多様性の喪失という代償を伴うおそれがある. 本来, 代替不可能な事柄を代替可能とする貨幣の一元化論理は, 国家の責任で補償すべき固有の理由と原爆被害の全体像を見えづらくする. そのことが, 現実社会において非被害者による被害者への羨望という逆転現象をもたらしかねない. 節を改めて説明しよう.

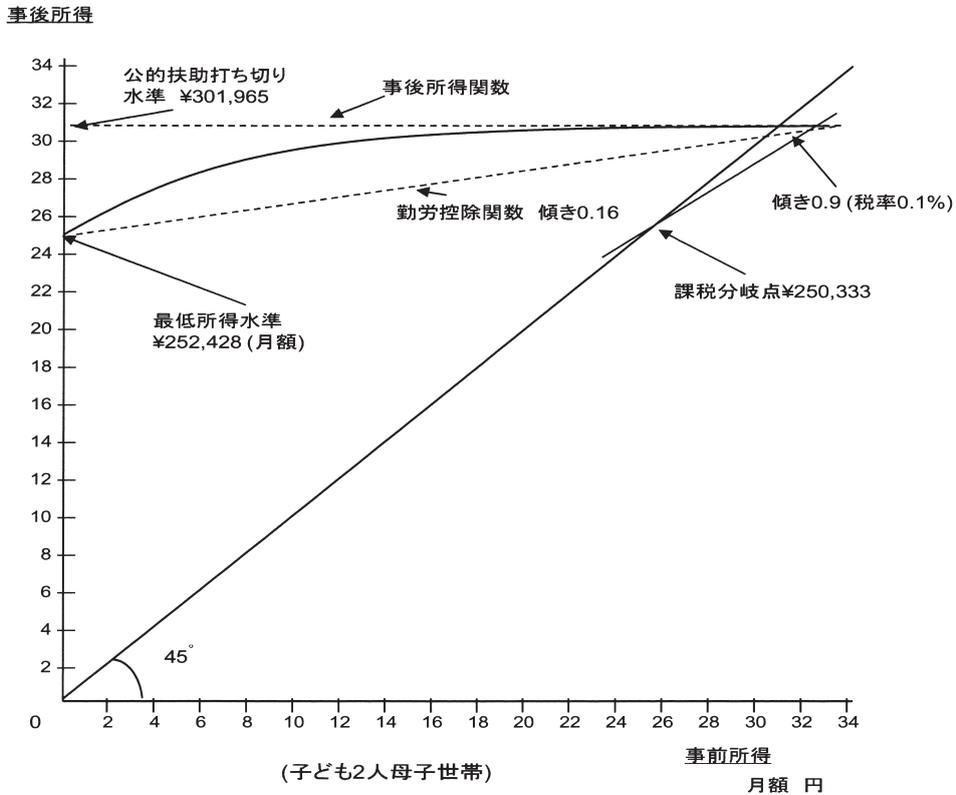
## 7. 生活保護制度と国家補償制度

貨幣的な一元化論理は, 補償を受ける被害者と被害を受けていない低所得者との間に, 〈位置連続性〉の錯覚をもたらすおそれがある. 市場賃金所得である事前所得と, 課税・補助金給付後の事後所得の一覧表で表された所得階層は, ただ貨幣量の連続的な変化によって特徴づけられるから, たとえ事前所得が同じでも, 課税や補助金によって, 事後所得の順位は変わりうる. 所得階層のどこに位置しても, 事前所得がより上位に位置する個人は, より下位に位置する個人との逆転(位置の事実的交換)のおそれを抱きかねない.

公的給付は人々を労働市場から引き離すおそれがあるとして警戒される理由もここにある. 勤労する低賃金労働者と勤労しない公的扶助受給者の位置が逆転するとしたら, 人々は働く意欲を喪うだろうと主張される. その影響を緩和しようと, 公的給付水準を下げる圧力が高まる. 給付額が最低賃金・最低年金額等を上回らない低水準に据え置かれる, 公的扶助の受給資格として資産・能力・家族扶養の活用が課される, あるいは, 勤労控除等を使って受給者の就労意欲を引き出す手立てがとられる. 図2は日本の生活保護制度について, 事前所得と事後所得の関係を記したものである.

20世紀の終わり頃まで, 「健康で文化的な最低限度の生活」への権利(生存権)をもつ日本は, それにふさわしい給付水準に努める一方で, 捕捉性の原理(資産・能力活用や親族などによる私的扶養の優先)と「申請主義」を徹底することにより, 受給者人数を厳しく制限してきた. だが, 冒頭の注に記したように, 2003年に, 生活保護の柱の1つであった「自立の助長」(勤労倫理)を前面に出しながら, 戦後初めて, 生活扶助基準額の減額が断行された. 続いて, 2013年に世帯類型, 構成員, 地域などに応じた生活扶助基準額の変更(多くは減額)がなされた.

図 2. 日本の生活保護制度における事後所得関数(Gotoh, 2015 より再掲)



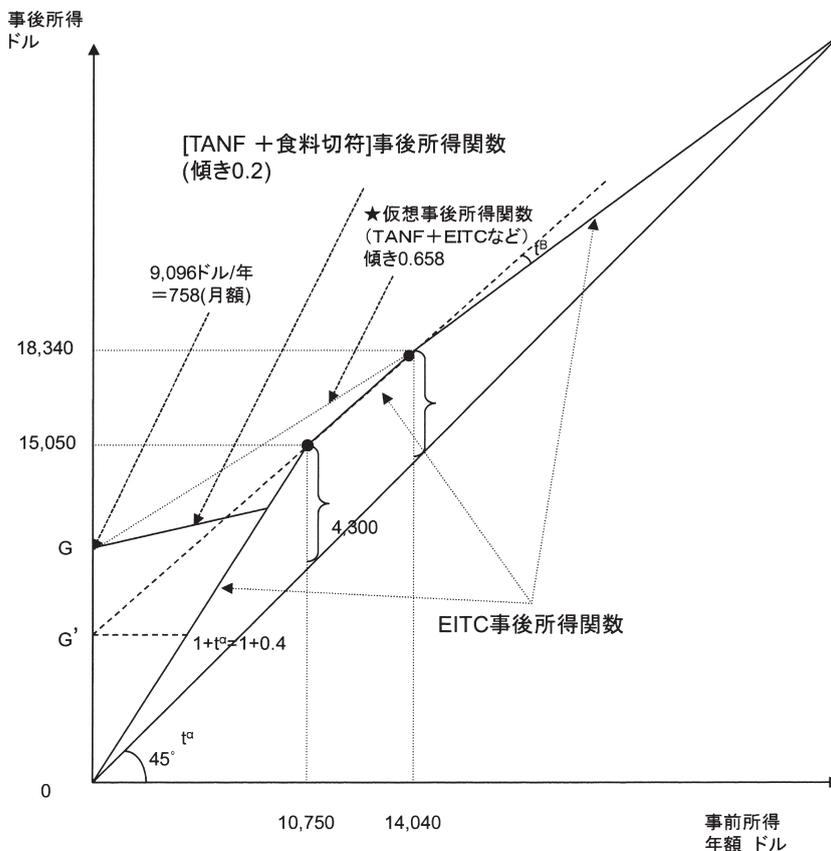
注) 日本の生活保護制度を理論通りに描いたもの。理論的には生活扶助基準は最低保証水準を表さない。なぜなら、後者は、賃金所得や他の諸手当を収入認定する一方で、税や保険料の拠出を必要経費として収入認定から控除するからである。さらに、勤労控除によって収入認定される賃金所得を控除するからである。勤労控除額は定率ではないが、ここでは定率20%で近似した。  
筆者作成。

一方、実質的な公平な機会均等を基底とするアメリカは、黒人アメリカ人らに対して積極的格差是正策をとる一方で、公的扶助については最低保証水準をきびしく抑制し、しかも適用対象をシングルマザー、重度障害者、高齢者など特定の社会的カテゴリーに絞った。社会的カテゴリーを超えたより一般的な制度としては、1975年に成立した低所得賃金労働者(working poor)向けの給付つきの課税控除による所得補填(EITC)の拡充を図った。だが、未就業の非ヒスパニック系の若い白人男性などは、たとえ困窮していたとしても、公的給付の対象からは外された。図3はアメリカの代表的な公的扶助制度(TANF:必要のある家庭への一時的扶

助)とEITCとの関係を示したものである(実際にはTANFには5年を超えて受給できない等の制約あり)。

上述したように、アメリカが特定の社会的カテゴリーに着目することには、歴史的・制度的に累積された不利益を是正するという理由があった。そこには、国家補償と同様に、匡正的正義に基づく倫理的・政治的メッセージも含まれていた。だが、ここにも貨幣的な一元化論理が働く。成熟した市場経済のもとでは、特定のカテゴリーを対象とする公的給付や積極的格差是正の目的は見えなくされて、ただ経済的利得だけが残される。それまで労働市場の外にいたマイノリティが、より上位の所得階層に割り込む

図3. アメリカの公的扶助と EITC 概況(Gotoh, 2015 より再掲)



食料切符はTANF最低保証水準と同じ4548ドル(年間)と仮定した。すなわち、TANF+Food Stamp=9096ドル(年間)(月額758ドル)(子ども2人シングルマザー)

注) アメリカの公的扶助(TANF)とEITCの違いは事前所得ゼロのときの事後所得にある。TANFは事前所得ゼロのときも事後所得がプラスとなるが、EITC課税控除(EITC)受給者は事前所得ゼロのときは事後所得もゼロとなる。★仮想事後所得関数は両者が併用可能であるとしたときに描かれる仮想的な関数である。  
筆者作成。

おそれを強めた。

とりわけ所得補填政策との関係で深刻な問題は、事前所得(賃金所得)でも事後所得でも貧困線近くにとどまり続ける人々と、公的給付を受けて事後所得で貧困線に近づいた人々との軋轢だった。賃金率の低さなどにより、事前所得で低位にとどめられている人々は、事後所得において、公的扶助等により自らの所得階層の近くに入り込んでくる受給者たちに羨望を抱きかねない。それまで所得階層の低位にある自分たち

よりもさらに低位に位置していたはずの彼らが、公的介入で上層移動することになるからだ。

自由な競争市場システムにおける貨幣的な一元化論理に翻弄されつつ、その論理を深く内面化してしまった彼らは、自らその論理を適用して、他の人々をも同一の所得階層表に位置づける。そして、特定の人々に対してのみ、市場の外から所得階層表上の移動をもたらすような政策は、何であれ、逆差別だという義憤をつのらせる。例えば、アーリエ・ホックシールドは、

アメリカンドリームの下で、上昇の順番待ちをしていた人たち(その多くは敬虔なクリスチャンである低所得の白人男性たちだった)が、後から「列に割り込む(cut in line ahead)」よそ者たち(典型的には民主党政権下で進められた積極的差別是正策で優遇されたグループ)に対して抱く不公平感を浮き彫りにする(Hochschild, A. L., 2016)

先述したように、国家補償制度は、所得補填を受ける理由を明示することにより、生活保護その他の所得補填一般との差異化を図るはずのものだった。けれども、所得階層の一覧表がすみずみまでいきわたっている社会システムのただ中で、また、経済的合理性の論理が疑問視されない状況で、所得補填一般との差異化を図ることはきわめて困難な企てである。

逆差別だといった批判は、そもそも受給の原因となった被害それ自体の不利益(一次的被害)に加えて、それを理由とする社会的差別に付加された、いわば二次的被害として被害者たちを深く傷つける。この二次的被害の危険を鋭く感受した被害者は、そして、実際に心ない言葉を投げつけられた被害者は、国家補償からも遠ざかってしまうおそれがある。そうすることで貨幣による一元化論理を拒否し、自分が受けた被害の唯一無二の意味性を守ろうとする。自分の被った身体的・精神的・物質的損害ならびに心の傷を、何の生活補償もなしに、自分1人で抱え込むのはきわめて危険であるにもかかわらず、原爆被害がもたらす身体・精神・生活上の不利益、予期せぬ追加的損害、底知れぬ不安に1人で向き合うことは、とてつもなく恐ろしいが、それに加えて、市場の不安と欠乏の恐怖にさらされることになる。

実のところ、先に指摘した国家による政治的包摂との被爆者たちの闘いは、この経済的合理性の論理との闘いをも意味する。次節ではその詳細を見ていこう。

## 8. 被爆者援護法

被団協は1984年に「原爆被害者の基本要請」を発表した。そこでは「核兵器廃絶」と「原爆被害者援護法の制定」という2つの要求がなされる。これについて、いくつか注記しておこう。

第一に、「核兵器廃絶」は人類の未来、将来世代を視野におく。「原爆被害者援護法の制定」は原爆被害の死没者と生存者の歴史を視野におく。これら2つの世界を結び付けるものが、「原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることも許しません」というシンプルな、けれども、原爆は人間が避けるべき絶対悪だという普遍的命題である。そして、自分たちが「身をもって体験した“地獄”の苦しみを、二度とだれにも味わわせたくない」という、原爆被害者たちの倫理的判断である。これらは、いうまでもなく、原爆被害者固有の、その意味ではローカルな視点から発せられた命題であり、判断にすぎない。だが、それらは、被害者以外の人々が発する命題や判断とは同列に並べることのできない、——一定の公示的な手続きや方法のもとで「証言」と認知されうる——特異な性質をもつ。もちろん、統計的・実験的手法などの他のアプローチとの関係で、「証言」という証明方法に、はたして、どの程度の重みを与えることができるのか、といった学問的・政策技術的に興味深い論点が残される。けれども、関連する事柄の社会的意思決定にあたって、一定の重みづけを要請する資格が、被害者にはあることに、われわれは同意するであろう。

第二に、「原爆被害者援護法の制定」は「核戦争被害を拒否する権利」の具体化だと注記される。後者は、戦争責任に基づく国の義務(国家補償)の反射的権利であるにとどまらない。それは、もしそれが認められないとすると、日本国憲法の条項のいくつかの実現が困難となるという含意をもつ。例えば、第13条幸福追求権(消極的自由権)ならびに第25条生存権(積極的自由権)、さらには、第9条戦争放棄などが

「核戦争被害を拒否する権利」の根拠となると考えられる。「権利」であるということは、生存した原爆被害者を越えてあらゆる現在あるいは将来世代の人々に享受されることを含意する。具体的には、「原爆被害者援護法」は次の4つを柱とする。

- (1)ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害にたいする国家補償をおこなう。
- (2)原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給する。
- (3)被爆者の健康管理と治療・療養を全て国の責任で行う。
- (4)被爆者全員に被爆者年金を支給する。障害を持つものには加算する。

弔慰金と遺族年金は「国としてその非業の死に対する弔慰を示すとともに、家族の被爆と死によって長く苦しい人生をたどらされた遺族に対する償いの意味をもつもの」として、被爆者年金は「被爆したために、生きていく限り背負い続けなければならない身体的・精神的な苦痛や不安、社会生活上の困難などの原爆被害を償う」ものとして要請される。

遺族年金・被爆者年金は、また、原爆症認定患者(放射線被害と疾患・傷害との因果関係の厳しい立証責任が被害者側に置かれる)とそれ以外という区別を撤廃し、だれであれ被爆者に対して補償をなすという点で画一的だ。それは死者への罪意識に苦しむ遺族や生存者たちの福祉(well-being)を支えるうえで不可欠だ。また、彼らから「人間としての死、人間らしい生」を奪ったあやまちを国家が認め、謝罪し続けることにより、(1)の「ふたたび被爆者をつくらないとの決意」を形にするであろう。

「基本要請」の最後には、「人類が二度とあの“あやまちをくり返さない”ためのとりでをきづくこと。一原爆から生き残った私たちにとってそれは、歴史から与えられた使命だと考えます」とある。これは「ノーモアヒバクシャ」と

いう被爆者運動を象徴する言葉に結晶化した。「原爆被害者援護法」を含む「原爆被害者の基本要請」に応えることは、彼らがこのような使命を引き受けてくれていることへの謝意を示すといえるかもしれない。

1994年になって、ようやく、従来あった原爆医療法(1957年)と特別措置法(1968年)を統合しながら改定して、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」がつけられた。その前文には「核兵器の究極の廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう」の文言が入った。また、手当等の支給に関して所得制限を撤廃したことで、最低生活水準を参照点として不足を補填するのではなく、特別な理由に基づく給付であることを示唆した<sup>38)</sup>。

とはいえ、戦争の開始という過失責任に基づく国家補償という性格は依然として背景に退いている。原爆被害特有の損失に対する補償手段としての死者への弔慰金、生存者への遺族年金・被爆者年金についての言及はない。むしろ、「国の責任において、…保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ」という文言は、所得制限を撤廃した「特別な理由」は、放射線に起因する原爆症だという解釈をもたらしかねない<sup>39)</sup>。この解釈は、国家補償の逸失利益の観点からはもとより、個人の潜在能力を指標として生存権を実現しようとする社会保障の観点からも不十分であることは2節で述べた通りである。

2017年国連で「核兵器禁止条約」が採択された<sup>40)</sup>。そのとき、被爆者の証言が強力な論拠となったという。そうであるにもかかわらず、日本政府は賛成票を投じることはなかった。「核兵器廃絶」とともに「原爆被害者援護法の制定」を求める運動を阻む政治の壁は厚い。そうかといって、これらを求める運動から撤退すれば、原爆被害者もまた貨幣の一元化論理に絡めとられる恐れがある。このダブルバインド的な状況を見据えたうえで、結びとしたい。

## 9. 結びに替えて

戦後日本は、憲法の生存権規定のもとで、普遍的・無条件的な社会保障・福祉制度の構築に努めてきた。それは戦後の自由な競争市場制度の普遍化プロセスと対をなすものだった。労働市場への参加を前提として、失業や就労不能、疾病・傷害、家族の扶養義務等に起因する所得不足を補う「セーフティネット」として、あるいは、よりストレートに善良な市民を犯罪から守る社会的防波堤として、期待されてきた。

だが、貨幣を指標とすれば、労働市場で十分な賃金所得を獲得できない人々と、再分配政策のもとで消費生活を送る人々の間を分かť境界はない。どちらも、一元的で連続的で完備的な順序のより低位であったり、同位であったりするだけである。このことは形式的な平等の意識をもたらす一方で、境遇の交換可能性の脅威をもたらし、逆差別や逆羨望の原因ともなりかねない。現在、日本とアメリカ福祉国家が共通に遭遇している行き詰まりは、人々の意識を深く根差す経済的一元化の論理的帰結でもある。

その中で、国の戦争責任を問い、核兵器廃絶を要求し、普遍的な生活保護制度とは異なる理念を求めた被爆者運動は特異であった。それはさまざまな理由に基づく国家補償のさきがけともなった。けれども、経済的合理性と貨幣的な一元化の論理は、異なる意味を内包していたはずの補償・賠償をも単一の制度に押し流す勢いを持つ。

この経済的一元化をおそれて倫理的・政治的メッセージに純化するとしたら、声をあげる原爆被害者の身体(個性)が取り残されるおそれがある。核兵器廃絶の声を、こだまのように残して、原爆被害者本人はひっそりと姿を消しかねない。原爆再投下を秘かに願う原爆被害者たちも当然いるだろう<sup>41)</sup>。原爆被害に苦悩し、生活に窮乏し、社会から孤絶した被害者が、自らの苦悩に共感するどころか差別し攻撃する人々を前に、そう願ったとしても何らおかしくない。

「異常なことには異常な形で対応することが正常だ」(フランクル 2002; 石田 1973)。

苦悩し、窮乏し、孤絶した被害者の憎悪と憤怒を抑え込むための(そして、それで済んだとする)金銭的移転と、ふたたび被爆者をつくらぬとの決意をこめ、死没者を弔い、遺族と生存者を支えるための国家補償とを貨幣は区別できない。はたして、苦悩し、窮乏し、孤絶した原爆被害者が、身体(個性)を失うことなく、何らかの「生きる支え」を手にして、再度、反原爆を決意する営み(「体験の思想化」について注8参照のこと)を、福祉国家は支えることはできるのだろうか。

おそらく、この問いに応答する方法は、原状復帰が不可能な損害を被った原爆被害者の存在と歴史を、福祉国家に位置づけ直すことであろう。「原爆被害者の基本要件」は、歴史と未来をつなぎ、原爆被害者和其他の人々をつなぐ論理を内包している。それは、多様な理由に基づくはずの補償や賠償、給付をもって、福祉国家を再構築する作業の始まりに他ならない。

(一橋大学経済研究所)

### 注

\* 本稿は Marc Fleurbaey 氏と Purnamita Dasgupta 氏を招聘して 2018 年 11 月 11 日、一橋講堂大講堂にて開催された、2018 年度 第 4 回一橋大学政策フォーラム「何(誰)のための社会進歩—福祉国家の再構築—」での報告原稿を改訂したものである。フォーラムの参加者の活発な討議に感謝する。また、原稿の改訂にあたって貴重なコメントを下された濱谷正晴氏、栗原淑江氏、ならびに、本雑誌のレフリーに心から感謝する。資料を提供下さった日本被団協事務局にも感謝する。

1) ここで「実質的」とは機会にアクセスする手段の不足を補うことをいう。例えば、「投票権法」(1965 年)では、人種・肌の色を理由とする投票の妨害を禁ずることはもちろんのこと、字の読み書きできない人を識字テストによって排除することを禁止し、投票することが困難である人もまた投票できるように適切な援助をすべきことが定められた。

2) アメリカでは事前拠出を伴う社会保障(social security)と伴わない公的扶助(welfare: 福祉)を区別し、福祉を蔑称として使う傾向があるという(例えば、Skocpol T. 2000 参照のこと)。だが、ここでは、区別せずに社会保障として総称した。また、本稿における

日米福祉国家比較の枠組みは、ロールズの正義の二原理に基づく。詳細については、後藤, 2011, 後藤, 2019などを参照のこと。

3) 「アフターマティブ・アクション」とは、差別を禁ずるという消極的な意味を超えて、すでに存在している差別を取り除きながら、「機会の平等」を図ることを意味する。具体的には、連邦政府補助金を得ているあらゆる組織や団体は、特定の社会的カテゴリー(例えば、人種、民族、性)に属する人々の雇用数を(各社会的カテゴリーにおいて最大限可能な労働力数の一定割合まで)増加させるべきことが定められた。大学などの教育機関が黒人学生を優先的に入学させることが推奨された。

4) 生活扶助基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採る。昭和21年以降、基準値が下げられることはなかった。初めて下げられたのは2003年以前年度比99.1%とされた。さらに2013年に平均96.7%とされた(世帯員の年齢や世帯人員、居住地域によって改定率は異なる)。

5) 近代化政策の一環として国がつくった賠償制度は他にもあった。例えば、自動車賠償制度(法令番号:昭和三十年政令第二百八十六号)、原子力損害の賠償に関する法律(法令番号:昭和三十六年法律第四百七十七号)など。本稿補論参照のこと。

6) 福祉国家再構築にあたって本稿が参照するユートピアは、「働き、拠出できるなら、働き拠出せよ、困窮しているなら受給せよ」というルールを媒介として成立する「公共的相互性」である。それは個人が、相互の事実的な差異を尊重しながら、規範的な平等を貫徹する社会である。本稿はこのユートピアをより現実的に構想する条件を探るプロジェクトの一環である。Rawls, 1999, Gotoh, 2001, 2004, 2009, 2015a, b.

7) アメリカのデモクラシーと社会福祉の関係については後藤, 2010, 2019などを参照されたい。

8) 石田, 1973, 74, 石田, 1986a, b・濱谷, 2005, フランクル, 2002, 東・川本・仙波 2018など参照のこと。

9) 日露戦争時に成立し、戦争直後はいったん停止されたが、サンフランシスコ講和条約後の1952年より再開される。沖縄には1953年より適用される。

10) 遺族に対しては、準軍属に対する遺族給与金が、戦闘参加者本人が障害を持った場合には、障害年金が支給された(1957年閣議決定)。死没者の兄弟姉妹等に弔慰金が支給された。(2010年、沖縄の「戦闘参加者」への遺族給与金は年間1,966,800円、年金にかえて一時金を選択した場合、公務傷病第1款症6,088,000円～第5款症2,855,000円。未補償の民間戦争被害者は、2010年に「沖縄・民間戦争被害者の会」を結成している。

11) 母子保護法(1937年)、医療保護法(1941年)などはあったが、該当する対象者は限定された。

12) 実施は1946年4月から、1人月額18円46銭(2017年貨幣単価741円に相当。石田1986a)那須田1968/1982, 生活援護の対象は、一般国内生活困窮者に加えて①失業者、②戦災者、③海外引揚者、④在外者留守家族、⑤困窮した傷痍軍人と家族など。援護の

内容は①宿泊施設、給食施設及救療施設、②衣料、寝具、③食料品、④生業の斡旋などの現物給付。実施主体は、都道府県の計画に基づき市町村長、町内会長、部落会長、方面委員、社会事業団体等とされた。  
[https://www.jil.go.jp/institute/rodo/2010/documents/007\\_03.pdf](https://www.jil.go.jp/institute/rodo/2010/documents/007_03.pdf)

13) 1946年成立の旧生活保護法では日本国に居住する外国人をも適用対象とした。新生活保護法では保護請求権が付加されることと引き換えにこの適用範囲が限定された。

14) 「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」(憲法17条)。「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」(憲法29条第3項)。ただし、財産補償は一般に戦争被害に適用されることはなく、原爆被害も例外ではなかった。

15) ただし、公務員の不法行為について国・公共団体が責任を負うのは、一般にそれが、公権力の行使において行われた場合に限られる。それ以外の場合には、不法行為責任の原則どおり、不法行為者である個人たる公務員に対して責任を問うこととなる。

16) 日本被団協の結成は「1954(昭和29)年のビキニ水爆実験による第五福竜丸の被災をきっかけとした原水爆禁止運動の燃え上がりに勇気づけられたから」とある(1984年「原爆被害者の基本要約」)。

17) 「この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする」(第一条)。

18) 当初、生活援護費も含まれていたが、生活保護体系を崩す恐れがあるという理由で削除されたという(直野, 2011, 2015)。

19) 石田, 1973, 1974, 石田, 1986a, b, 濱谷, 2005など参照のこと。

20) 個人の潜在能力に基づく生存権保障については、Gotoh, 2001など参照のこと。

21) 浅野, 2009, 加藤, 1989参照のこと。

22) 社会法学者の山田晋はこれを「将来にわたって国家から保護を受ける受給権」ととらえる(山田, 2011, 74)

23) 大下・有賀・志郎・平野, 1989.

24) 例えば、1969年に公示されたネイティブ・アメリカン権利宣言は、「自分自身のカルチャーセンターを持たなくては、古くからのインディアンの生活様式が失われるおそれがある」と主張した。これらの基底には、例えば、かつてアパラチア山脈一帯を支配していたチェロキー族らの悲劇の歴史がある(Woodward, G. S. 1963)。

25) 市民の自由法(日系アメリカ人補償法), 1988, The Civil Liberties Act of 1988(Pub.L. 100-383, title I, August 10, 1988, 102 Stat. 904, 50a U.S.C. § 1989b et seq.). 貴堂, 2018参照のこと。

26) 社会保障法に調印した大統領声明(1935年8月14日)によれば、社会保障の目的は次である。「われわれは平均的市民とその家族に対し職の喪失および

老齡期の窮乏に関し、ある程度の保護を提供する法律を制定しようと努めた。それは困窮者に対する救済のために政府が将来ひどい債務に陥るのを防止するものとして機能するだろう」(Presidential Statement upon Signing the Social Security Act, 1935, 新川健三郎訳, 大下・有賀・志郎・平野, 1989, p.189.)。

27) ABCC(原爆障害調査委員会)は1975年日米共同出資で放射線影響研究所(放影研)に改組された。ABCCは、1950年に国勢調査で全国被爆生存者調査(約29万人)が実施されたことを受け、約94,000人の被爆者(治験群)と約27,000人の非被爆者(対照群)の寿命を比較調査した。

28) 「(ABCC調査は)被爆者を実験動物扱いして資料を集めました。治療のためではなく、新たな核競争準備を目的にしたこの調査研究は、今なお被爆者を苦しめ続けています」(1984年「原爆被害者の基本要素」より)。

29) 1955年に米政府が「見舞金」として200万ドルを日本政府に支払うことで政治決着されたと言われるが、高知県の漁船の元船員や遺族は国に損害賠償を求めた。2018年高知地裁はその訴えを退けたものの、そのプロセスで、延べ556隻の船員らの被曝線量に関する資料を開示されたことの意義は大きい。

30) 厚生省は「原子爆弾被爆者実態調査」を1965年から10年ごとに行っている日本被爆者団体協議会1987, 1990, 1998参照のこと。最新版は2015年である。1975年厚生省の『昭和50年原子爆弾被爆者実態調査』の一環として、一橋大学の石田忠が「原子爆弾被爆者実態調査・事例調査——長崎市の部」を担った。同、「広島市の部」を慶応大学の中鉢正美先生が担った。石田忠による調査の前身は1960年代に実施された一橋大学社会調査室セミナー(石田, 1973, 1974参照のこと)にある。

31) 日本被団協は、77年の国連NGO主催「原爆被害とその後遺および被爆者の実情に関する国際シンポジウム」に取り組み、さらに、SSDI(国連軍縮特別総会1978年), SSDII(1982年)でも体験を伝えるための多大な貢献をした。1980年代初頭、日本被団協が主催し展開した「原爆の非人道性と国の戦争責任を裁く国民法廷」運動も興味深い。

32) 以下の記述に関しては、日本被団協のホームページと山田(2011)を参照した。

33) 健康福祉局被爆者支援課「原爆被爆者援護事業概要(平成30年7月)に全文あり。

34) 全国すべての都道府県に居住する1万3168人の被爆者と220余人の非被爆遺族を対象とした。との照合は興味深い。

35) 厚生労働省「被爆者(被爆者健康手帳所持者)数の推移」(2019年5月現在:1957年~2017年まで)より。内訳は1号被爆者(直接被爆者)が最も多く70%前後で、4号被爆者(胎内被爆者)が最も少なく5%前後である。例えば、2018年の内訳は1号96,365人、2号34,257人、3号17,176人、4号7,061人である。

36) 原爆症認定に係る司法判断の状況については、2011年、厚生労働省参照のこと。https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001jfuju-att/2r9852000001jg05.

pdf)

37) 国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧「加算の種類別認定件数の年次推移(〜平成23年)」より。http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp

38) 2008年にようやく在外被爆者が現地から被爆者健康手帳を申請する道が開ける。それ以前は海外に滞在している期間、健康管理手当の支給が停止されることもあったという(広瀬方人2001年9月11日長崎地裁に提訴)。

39) 例えば、厚生労働省や東京都のホームページでは、被爆者援護は「健康」というカテゴリーの中に入れられている。死没者への弔慰金や自分自身の精神的慰謝料の関心、さらには、国家補償の観点から被爆者援護を探すが探し当てるのは、難しい。

40) 核兵器やその他の核爆発装置の開発、実験、生産、製造、取得、保有または備蓄のほか、これらの兵器を使用したり、使用の脅しをかけたりすることを含め、ありとあらゆる核兵器関連の活動を禁じている。

41) 太田, 1954, 1956, 正田, 1962, 直野, 2015など参照のこと。

## 参 考 文 献

邦語文献

荒木誠之・桑原洋子(2010)『社会保障法・福祉と労働法の新展開』信山社。

浅野有紀(2009)「社会保障法制度の再構築—不法行為法との比較の観点から」、井上達夫編『現代法哲学講義』信山社。

ヴィクトール・E・フランクル、池田香代子訳(2002)『夜と霧』みすず書房。

後藤玲子(2011a)「アメリカの社会福祉(1)——デモクラシーの実践——」、松村祥子編著『欧米の社会福祉の歴史と展望』放送大学教育振興会, pp.188-201。

後藤玲子(2011b)「アメリカの社会福祉(2)——「機会の平等」の拡大と連邦福祉制度の成立——」、松村祥子編著『欧米の社会福祉の歴史と展望』放送大学教育振興会, pp.202-215。

後藤玲子(2011c)「アメリカの社会福祉(3)——アメリカ福祉国家の基本スキーム——」、松村祥子編著『欧米の社会福祉の歴史と展望』放送大学教育振興会, pp.216-233。

後藤玲子(2019)「アメリカ・デモクラシーと社会福祉」、後藤玲子・新川敏光『新版 世界の社会福祉 アメリカ/カナダ』旬報社, 近刊。

ルネ・ジラル(1961)(古田幸男訳『欲望の現象学—ロマンティックの虚像とロマネスクの真実』, 1971/1985年, 法政大学出版局)。

濱谷正晴(2005)『原爆体験—一六七四四人・死と生の証言』岩波書店。

東琢磨, 川本隆史, 仙波希望(2018)『忘却の記憶 広島』月曜社。

廣澤昌(2016)『社会調査家 石忠さん』杏石会。

石田忠編(1973)『反原爆:長崎被爆者の生活史』未来社。

石田忠編(1974)『続反原爆:長崎被爆者の生活史』

- (編) 未来社。
- 石田忠(1986a)『原爆体験の思想化：反原爆論集Ⅰ』未来社。
- 石田忠(1986b)『原爆被害者援護法：反原爆論集Ⅱ』未来社。
- 加藤雅信(1989)『損害賠償から社会保障へ—人身被害の救済のために』三省堂。
- 貴堂嘉之(2018)『移民国家アメリカの歴史』岩波新書。
- 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース」<http://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp>
- 直野章子(2011)『被ばくと補償—広島、長崎、そして福島』平凡社新書。
- 直野章子(2015)『原爆体験と戦後日本—記憶の形成と継承』岩波書店。
- 那須田 稔(1968/1982)『チョウのいる丘』講談社青い鳥文庫。
- 日本被爆者団体協議会 <http://www.ne.jp/asahi/hidan-kyo/nihon/>
- 同(1987)『厚生省昭和60年度原子爆弾被爆者実態調査(生存者調査)』。
- 同(1990)『厚生省昭和60年度原子爆弾被爆者実態調査—死没者調査・自由記載欄』。
- 同(1998)『厚生省被爆者実態調査報告』(H7年度)。
- 同(2018)『相談ガイドブック No. 31 介護編』。
- 同(2018)『相談ガイドブック No. 30 改訂版』。
- 大下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝(1989)『史料が語るアメリカ—メイフラワーから包括通商法まで1584~1988』有斐閣。
- 大田洋子(1956)「半人間」『屍の街 半人間』。講談社文庫
- 大田洋子(1954)「夕風の街と人と」『群像』11月号。
- 正田篠枝(1962)『耳鳴り—原爆歌人の手記』平凡社。
- 山田晋(2010)「所得保障法の体系と構造・試論」荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開』信山社, pp. 79-114.
- 山田晋(2011)「原爆と社会保障」『修道法学』第34巻第1号, pp. 53-82.
- 外国語文献
- Bedau H. A. (2002) "Compensatory Justice and The Black Manifesto," in Roberts R. C. ed., *Injustice and Rectification*, New York, Peter Rand, pp. 131-146.
- Benjamin, W. (1940) *Theses on the Philosophy of History*, Howard Eiland & Michael W. Jennings Selected eds., Cambridge, MA. & London: Harvard University Press, 1991-1999.
- Corlett, J. A. (2002) "Wrongdoing, Reparations and Native Americans," in Roberts R. C. ed., *Injustice and Rectification*, New York, Peter Rand, pp. 147-164.
- Dworkin, R. (1981) "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 10, No. 4, pp. 283-345.
- Falk, G. and M. L. Crandall-Hollick (2018) "The Earned Income Tax Credit (EITC): An Overview", Congressional research services. <https://fas.org/sgp/crs/misc/R43805.pdf>
- Gotoh, R. (2015a) "What Japan Has Left Behind in the Course of Establishing a Welfare State," *Proto Sociology*, Vol. 32, pp. 106-122.
- Gotoh, R. (2015b) "Arrow, Rawls and Sen: The Transformation of Political Economics and the Idea of Liberalism," in P. Dumouchel and Gotoh R. (eds.), *Social Bonds as Freedom*, Berghahn Books, pp. 259-284.
- Gotoh, R. (2014) "The Equality of the Differences: Sen's Critique of Rawls's Theory of Justice and Its Implications for Welfare Economics," *History of Economic Ideas*, Vol. 22, No. 1, pp. 133-156.
- Gotoh, R. (2009) "Justice and Public Reciprocity," in Gotoh R. and P. Dumouchel (eds.) *Against Injustice? The New Economics of Amartya Sen*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 140-160.
- Gotoh, R. (2004) "Well-Being Freedom and The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context," *Ethics and Economics*, Vol. 2, No. 1, pp. 1-17.
- Gotoh, R. (2001) "The Capability Theory and Welfare Reform," *Pacific Economic Review*, Vol. 6, No. 2, pp. 211-222.
- Jean-Pierre Dupuy (2005) *Petite Métaphysique des tsunamis*, Éditions du Seuil (A Short Treatise on the Metaphysics of Tsunamis (Studies in Violence, Mimesis, & Culture), translated by Malcolm B. DeBevoise, 2015).
- Hochschild, A. R. (2016) *Strangers in Their Own Land—Anger and Mourning on the American Right, A Journey to the Heart of Our Political Divide—*, New York, The New Press.
- Hochschild, J. L. (1988) "Race, Class, Power, and the American Welfare State," in Gutmann A. ed. *Democracy and the Welfare State*, Princeton paperbacks.
- Lynd, R. S. (1939) *Knowledge for What: The Place of Social Science in American Culture*, Princeton University Press.
- Rawls, J. (1999) *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Sen, A. and B. Williams (1982) *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press.
- Skocpol T. (2000) "Targeting within Universalism: Politically Viable Policies to Combat Poverty in the United States," Goodin, R. and Mitchel D. eds., *The Foundations of the Welfare State*, Vol. 1, pp. 285-309.
- (補論：戦後国家補償の例)
- 自動車損害賠償保障法施行令 法令番号：昭和三十年政令第二百八十六号。
- Order for Enforcement of the Automobile Liability Security Act. Law number: Cabinet Order No. 286 of 1955.
- 原子力損害の賠償に関する法律 法令番号：昭和三

十六年法律第四百七十七号。

Act on Compensation for Nuclear Damage. Law number: Act No. 147 of 1961

公害健康被害の補償等に関する法律

Act on Compensation, etc. of Pollution-related Health Damage. 昭和四十八年法律第百一十一号。

Act No. 111 of 1973 原子力損害賠償支援機構法 法令番号：平成二十三年法律第九十四号。

Nuclear Damage Compensation Facilitation Corporation Act. Law number: Act No. 94 of 2011.

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法 法令番号：昭和五十三年法律第百四号。

Act on Temporary Measures Concerning Promotion of Administrative Work on Certification of Minamata Disease. Law number: Act No. 104 of 1978.

市民の自由法(日系アメリカ人補償法), 1988.

The Civil Liberties Act of 1988 (Pub.L. 100-383, title I, August 10, 1988, 102 Stat. 904, 50a U.S.C. § 1989b et seq.) is a United States federal law that granted reparations to Japanese Americans who had been interned by the United States government during World War II.

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年

法律第192号)

Act on Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, Independent Administrative Agency. Law number: Act No. 192 of 2002.

犯罪被害者等基本法 平成十六年十二月八日法律第百六十一号。

Basic Act on Crime Victims Act No. 161 of December 8, 2004.

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 法令番号：平成十三年法律第六十三号。

Act on Payment of Compensation to Inmates of Hansen's Disease Sanatorium. Law number: Act No. 63 of 2001. ACT TO ACCELERATE THE RESOLUTION OF THE HANSEN'S DISEASE PROBLEMS enforced on April 1, 2009.

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法 法令番号：平成二十年法律第二号。

Act on Special Measures concerning the Payment of Benefits to Relieve the Victims of Hepatitis C Infected through Specified Fibrinogen Concentrates and Specified Coagulation Factor XI Concentrates. Law number: Act No. 2 of 2008.